

議案第十四号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のよう
に改正する。

昭和四十二年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年参月露貳日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三
町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中議会の議長、副議長及び議員の報酬を次のように改める。

議長	月額	二五〇〇〇円以内
副議長	〃	二〇〇〇〇円以内
議員	〃	一七〇〇〇円以内

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。